

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第77号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年2月4日 11時30分ごろ	
発生場所	福岡県北九州市小倉南区井ノ浦港防波堤灯台から真方位211° 1.7海里付近 (概位 北緯33° 49.3′ 東経130° 58.4′)	
事故等調査の経過	平成21年5月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 ^{だいしょう} 大照丸、3.7トン	
船舶番号、船舶所有者等	FO3-32812（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	推進器に曲損、舵板に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、漁場から井ノ浦港に向かって霧の中を約3ノットの速力で帰航中、平成21年2月4日11時30分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 霧、風 なし、視程 約50m 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、視界不良の状況で帰航中、GPSプロッターを活用して、船位の確認を適切に行わなかったものと考えられる。 本船は、レーダーを装備せず、GPSプロッターを装備していたが、船長は、漁場が出港地から近く、日頃からGPSプロッターを使用していなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、井ノ浦港防波堤灯台南南西方沖において、本船が視界不良の状況で帰航中、GPSプロッターを活用して、船位の確認を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	